薬局を開設する方へ

1　初めて開設する場合

【関東信越厚生局東京事務所】

・ 立地条件
・ 手続き方法
・ 〆日の確認
・ 薬局名称の確認
　*近隣の薬局と重複・類似する名称は
　　避けること。
・ 手続き書類準備　等

【墨田区保健所生活衛生課】

事前相談
・ 立地条件
・ 構造設備（図面持参）
・ 薬剤師確保　等

相談終了
・ 工事着手

⇩

工事完了
・ 什器搬入
・ 調剤用器具・書籍　等
月　日

⇩

申　請
月　日

⇩

（土、日、祝祭日を除き１０日以内）

調　査
・ 構造設備
・ 調剤用器具・書籍　等

⇩

許　可
・ 医薬品陳列・販売可
・ 自費調剤可
月　日

⇩

許可証交付
・ 受領印持参

⇦ ⇦ ⇦

指定申請
（1～2か月）　月　日

⇩

（1日指定）
・ 保険調剤可

保険指定
月　日

2　保険指定を遡及できる場合

以前と同一性が認められる場合、新薬局でも保険調剤を続けられ場合があります（通常「遡及」と呼ぶ）。

【関東信越厚生局東京事務所】

遡及は事前に相談が必要　（許可までは *1* と同じ）

【墨田区保健所生活衛生課】

許　可
月　日

⇩

許可証交付
・ 受領印持参
・ 前薬局の廃止届提出
・ 廃止届の写しを持参
（保険指定の手続きに必要）

⇦

指定申請　＋　遡及手続き
月　日

⇩

（1～2か月）

⇩

保険指定
・ 引き続き保険調剤可能
（薬局の許可年月日に遡って指定）
月　日